

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 1 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

「生活保護問答集について」の一部改正について

今般、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 10 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮願います。

(新旧対照表 (案))

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| 第1編 保護の実施要領 | 第1編 保護の実施要領 |
| 第1～8 略 | 第1～8 略 |
| 第9 保護の開始申請等 | 第9 保護の開始申請等 |
| 問9-1 略 | 問9-1 略 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>問9-2〔代理人による保護の申請〕 代理人による保護の申請は認められるか。</p> </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>問9-2〔代理人による保護の申請〕 代理人による保護の申請は認められるか。</p> </div> |
| <p>(答) 民法における代理とは、代理人が、代理権の範囲で、代理人自身の判断でいかなる法律行為をするかを決め、意思表示を行うものとされている。これに対して生活保護の申請 <u>(以下「保護申請」という。)</u> は、本人の意思に基づくものであることを大原則としている。このことは、仮に要保護状態にあったとしても保護申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であるということを意味しており、代理人が判断すべきものではない。</p> <p>また、要保護者本人に十分な意思能力がない場合にあつて、急迫した状況にあると認められる場合には法第25条の規定により、実施機関は職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなくてはならないこととなっている。</p> <p>以上のことから、<u>原則として</u>、代理人による保護申請はなじまないものと解することができる。</p> <p><u>ただし、成年被後見人(被保佐人、被補助人は含まない。以下同じ。)については、「事理を弁識する能力を欠く常況にある」ことから、保護申請に係る判断能力が</u></p> | <p>(答) 民法における代理とは、代理人が、代理権の範囲で、代理人自身の判断でいかなる法律行為をするかを決め、意思表示を行うものとされている。これに対して生活保護の申請は、本人の意思に基づくものであることを大原則としている。このことは、仮に要保護状態にあったとしても <u>生活保護</u>の申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であるということを意味しており、代理人が判断すべきものではない。</p> <p>また、要保護者本人に十分な意思能力がない場合にあつて、急迫した状況にあると認められる場合には法第25条の規定により、実施機関は職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなくてはならないこととなっている。</p> <p>以上のことから代理人による保護申請はなじまないものと解することができる。</p> <p>なお、本人が自らの意思で記載した申請書を代理人が持参した場合については、これは代理ではなく、使者として捉えるべきであり、そこで行われた申請は有効となるので留意が必要である。</p> |

| | |
|---|------------------------------|
| <p><u>ないこと、成年後見人に代理権が付与されている「財産に関するすべての法律行為」には保護申請も含まれると解することができること等から、成年後見人による保護申請については、法第7条に基づく有効なものとして取り扱うこととする。この際、生活保護受給中においては、法第27条に基づく指導・指示の可能性があるので、一定の行為制限を伴うことから、民法第859条第2項において準用する同法第824条ただし書の規定の趣旨に鑑み、要保護者本人の同意があることが望ましい。</u></p> <p>なお、本人が自らの意思で記載した申請書を代理人が持参した場合については、これは代理ではなく、使者として捉えるべきであり、そこで行われた申請は有効となるので留意が必要である。</p> <p>第10～13 略</p> <p>第2編 略</p> | <p>第10～13 略</p> <p>第2編 略</p> |
|---|------------------------------|